

**新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を
提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書（案）**

富山県知事（以下「甲」という。）と【医療機関（病院・診療所）】の管理者（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。

(1) 病床の確保（患者を入院させ必要な医療を提供）

対応時期（目途）		流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）
対応の内容	確保病床数	○床	○床
	重症者用病床数	○床	○床
	特に配慮が必要な患者の病床数	○床	○床
	精神疾患を有する患者用	可能／不可能 ○床	可能／不可能 ○床
	妊産婦用	可能／不可能 ○床	可能／不可能 ○床
	小児用	可能／不可能 ○床	可能／不可能 ○床
	障害児者用	可能／不可能 ○床	可能／不可能 ○床
	認知症患者用	可能／不可能 ○床	可能／不可能 ○床
	がん患者用	可能／不可能 ○床	可能／不可能 ○床
	透析患者用	可能／不可能 ○床	可能／不可能 ○床
外国人用	可能／不可能 ○床	可能／不可能 ○床	
即応化の期間		甲からの要請後速やかに（2週間以内を目途に）即応化すること。	甲からの要請後速やかに（1週間以内を目途に）即応化すること。

※ 流行初期期間については、病床の確保に当たり影響が生じ得る一般患者への対応について、後方支援を行う医療機関との連携も含め、あらかじめ確認を行うこと。

(2) 発熱外来の実施

対応の可否	発熱外来の対応ができる／発熱外来の対応はできない ・普段から自院にかかっている患者（かかりつけ患者）以外の患者も対応／普段から自院にかかっている患者（かかりつけ患者）に限って対応 ・小児患者の対応ができる。／小児患者の対応はできない	
対応時期（目途）	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）
対応の内容	発熱外来患者数 ○人/日	発熱外来患者数 ○人/日
	検査（核酸検出検査）の実施能力 ○件/日	検査（核酸検出検査）の実施能力 ○件/日

※ 検査の実施能力については、医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行うものとする。また、全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提とする。

※ 検査の実施能力部分については、検査措置協定を兼ねる。

(3) 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察

対応時期 (目途)		流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）		流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）		
対応の内容	自宅療養者等への医療提供	電話／オンライン診療	往診等	電話／オンライン診療	往診等	健康観察の対応
	自宅療養者	可能／不可能	可能／不可能	可能／不可能	可能／不可能	可能／不可能
	宿泊療養者	可能／不可能	可能／不可能	可能／不可能	可能／不可能	可能／不可能
	高齢者施設	可能／不可能	可能／不可能	可能／不可能	可能／不可能	可能／不可能
	障害者施設	可能／不可能	可能／不可能	可能／不可能	可能／不可能	可能／不可能
	最大対応可能人数	○人/日	○人/日	○人/日	○人/日	

※ 電話を用いた初診からの診療の対応は、この協定に「電話／オンライン診療」が可能と記載されており、かつ、国から特例的な取扱いを認める旨の通知があった場合にのみ行う。

(4) 後方支援

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）
対応の内容	回復患者の転院受入が可能 又は 病床の確保の協定を締結している医療機関に代わっての一般患者の受入が可能	主に流行初期医療確保措置の対象となる協定を締結している医療機関に代わっての一般患者の受入が可能

(5) 医療人材派遣

対応時期（目途）		流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）				流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）			
		計	医師	看護師	その他（ ）	計	医師	看護師	その他（ ）
対応の内容	医療人材計	人	人	人	人	人	人	人	人
	県外派遣可能な者	人	人	人	人	人	人	人	人
	感染症医療担当従事者	人	人	人	人	人	人	人	人
	感染症予防等業務対応関係者	人	人	人	人	人	人	人	人
	DMAT	人	人	人	人	人	人	人	人
	DPAT	人	人	人	人	人	人	人	人
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人
	（災害支援ナース等）								

※ 上記DMAT、DPAT及び災害支援ナースの人数は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の12の6第1項の規定に基づく協定による人数であり、DMAT等の派遣の具体的な対応を行うに当たっては、この協定と別途締結する同項の規定に基づく協定を相互に参照するものとする。

（個人防護具の備蓄）

第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、次のとおり、乙が備蓄する。

	サージカルマスク	N95 マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
期間	○か月分	○か月分	○か月分	○か月分	○か月分
枚数	○枚	○枚	○枚	○枚	○枚

（措置に要する費用の負担）

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、県の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

- 2 甲は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の9第1項の規定により、第3条第1号又は第2号に掲げる措置のうち、新型インフルエンザ等感染症等の発生等の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置として同項の厚生労働省令で定める基準を満たすものを講じたと認められる場合であって、乙が当該措置を講じたと認められる日の属する月の収入額が、新興感染症発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合には、乙に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うものとする。
- 3 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

（新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等）

第6条 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

- 2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。
- 3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について、その感染症の特性に合わせて機動的に変更し、又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

（協定の有効期間及び変更）

- 第7条 この協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、この協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。
- 2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）

第8条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づく措置を行うことができるものとする。

（協定の実施状況等の報告）

- 第9条 乙は、甲からこの協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。
- 2 乙は、電磁的方法（G-M I S）により前項の報告を行わなければならない。ただし、第3条第1号に掲げる措置（病床の確保）を講じない場合は、電磁的方法（G-M I S）により報告を行うよう努めるものとする。

(平時における準備)

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

- (1) 乙の医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施し、又は外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- (2) 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の医療機関において実施し、又は外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。
- (3) 措置を講ずるに当たっての乙の医療機関における対応の流れを点検すること。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 富山県知事 新田 八朗

乙 医療機関名：

保険医療機関番号：

G-M I S I D：

住所：

管理者氏名：